

基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

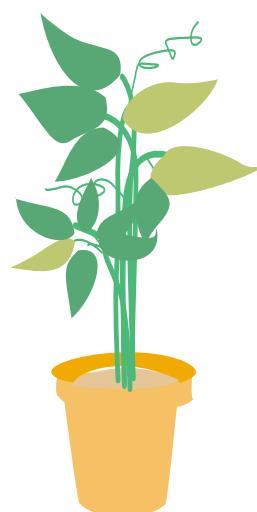
男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認めあい、人格が尊重されることは、能力を発揮してこころ豊かに生きる社会をつくるための基本となります。

しかし、今日、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、配偶者等からの暴力など女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成と、暴力の根絶に向けた社会環境づくりが求められています。

健康は、すべての人の基本的な権利であると同時に最大の願いでもあり、特に、女性には、妊娠、出産にかかるライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の課題があることから、男女がそれぞれの身体的特性を十分理解しあい、健康づくりを進めることが必要です。

このようなことから、性別にかかわらず個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、男女の人権が尊重される社会づくりを推進します。

特に、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、本市では、本計画を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画にも位置づけ、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。



主要プラン 10 人権尊重の意識づくり

現状と課題

男女の人権が尊重され、性別による差別を受けないことが、男女共同参画社会形成の大前提ですが、現実には依然として性差別意識が残っています。

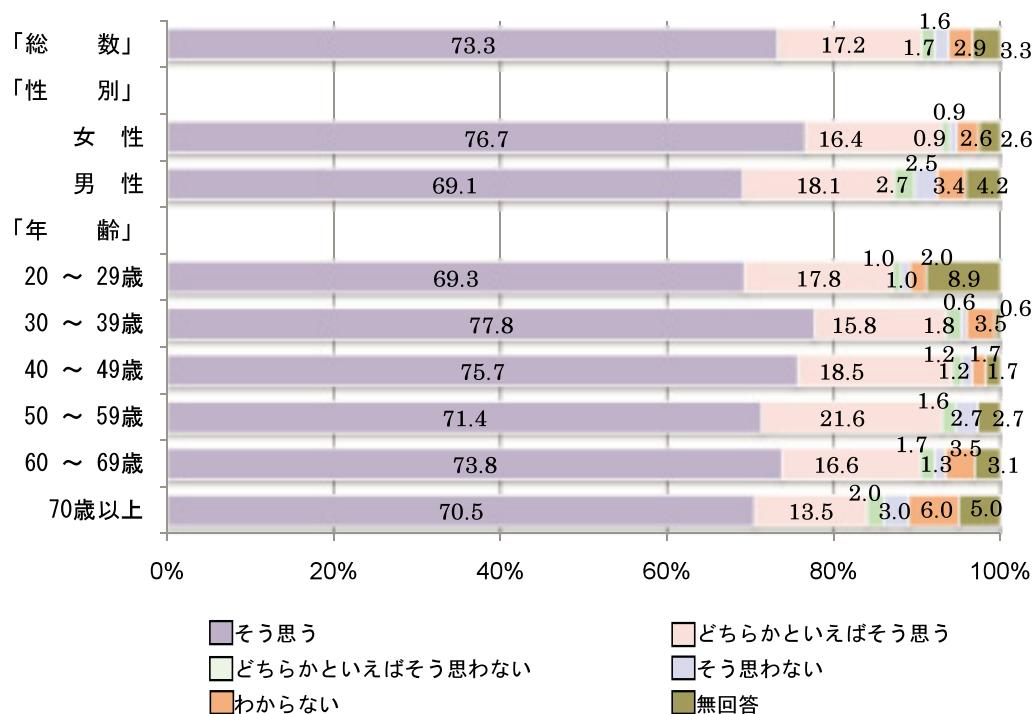
個人の尊厳が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会を構築するためには、男女の人権を尊重する意識づくりを進めることが重要です。

また、近年の高度情報化の進展により、映像や活字媒体などのメディアやインターネットなどによってもたらされる情報が社会に与える影響は大きく、メディア情報を受け入れる側も、主体的に正しいものを読み取る能力（メディア・リテラシー）を持つことが必要です。

本市の市民生活意識調査（平成 22 年）では、「男女がお互いの人権を尊重する適切な教育が行われるほうがよいと思う」が 73.3%、「どちらかといえばそう思う」が 17.2%と全体の 9 割を占めており、学校における人権教育への関心の高さが伺えます（図 10-1）。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いの性と人格を尊重し合い、共に人間らしく生きることができる社会を目指して、人権尊重の意識づくりを進めていく必要があります。

図 10-1 お互いの人権を尊重する適切な教育が行われるほうがよいと思うか
(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査（平成 22 年）」)



施策の基本的方向

人権に関する理解を深めるため、お互いに理解し合い、尊重し合う教育を推進するとともに、人権意識が醸成されるよう、人権に関する啓発活動を推進します。

また、メディアにおける人権に配慮した表現を推進するとともに、メディアから提供される情報を主体的かつ客観的に解釈し、使いこなす能力（メディア・リテラシー）に関する学習機会の提供と啓発に努めます。

(1) 男女の人権尊重の啓発活動の推進

具体的施策／・主な取組	担当課
人権意識を醸成する啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の推進 ・人権週間、男女共同参画週間等における啓発活動の実施 	企画課男女共同参画推進室 人権啓発課 人権教育課
人権に関する教育・学習・相談機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和問題指導者研修講座の開催 ・人権教育市民講座、人権教育研修の開催 ・人権教育事業、セミナー等による啓発事業の実施 ・人権相談の実施 	企画課男女共同参画推進室 人権啓発課 学校教育課 人権教育課
子どもや高齢者等の虐待防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策事業の推進 ・高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動、相談事業等の実施 	子育て支援課こども女性相談室 地域包括支援センター

(2) メディアにおける人権を尊重した表現の促進

具体的施策／・主な取組	担当課
メディアにおける人権尊重への配慮およびメディア・リテラシーの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発活動の推進 	企画課男女共同参画推進室
広報・出版物での性にとらわれない表現の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報・出版物での性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進 	広聴広報課

第3章 計画の内容

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
人権啓発のためのセミナー等の参加者数	1,308人	1,500人
男女共同参画週間における啓発事業の参加者数	154人	200人



主要プラン 11 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

特に、配偶者等からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法を制定し、夫婦間の暴力についても、暴力は犯罪であるとの認識を明らかにし、平成19年の改正により、身体的暴力に加え、心身に有害な影響を及ぼす言動も暴力であると規定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置については、市町村の努力義務とされました。

本市では、配偶者等からの暴力の防止、相談体制の充実、被害者等の自立支援等に総合的・一体的に取り組むため、本計画を、DV防止法に基づく基本計画として位置づけます。

現状と課題

固定的な性別役割分担意識が依然として残っている社会では、女性に対する暴力を生み出しやすい構造となっている一方で、被害を受けた人がその被害を公的機関に相談したり、届けたりすることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあります。

本市の市民生活意識調査（平成22年）では、配偶者から「身体に対する暴力を受けた」という回答が16.8%、また「精神的な嫌がらせを受けた、あるいは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた」という回答が13.2%となっている（図11-1）。一方、被害者の相談状況では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が、総数では半数を超えており（図11-2）。

このため、暴力に対する社会的認識を強め、それを許さない社会意識の改革を積極的に推進するとともに、被害者等が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、被害者等の心身の回復等、効果的な支援を推進していく必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、解雇・昇進差別など直接的な不利益や就業意欲の低下、能力発揮の妨げになることから、人権問題であるという認識を深め、防止対策に取り組むよう、事業所などに働きかける必要があります。

第3章 計画の内容

図 11-1 配偶者からの暴力の経験

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査（平成 22 年）」)



図 11-2 被害者の相談状況

(図 11-1 のうち 1 つでも「1、2 度あった」または「何度もあった」と回答した人のみ。複数回答。特にあてはまるものを 3 つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査（平成 22 年）」)

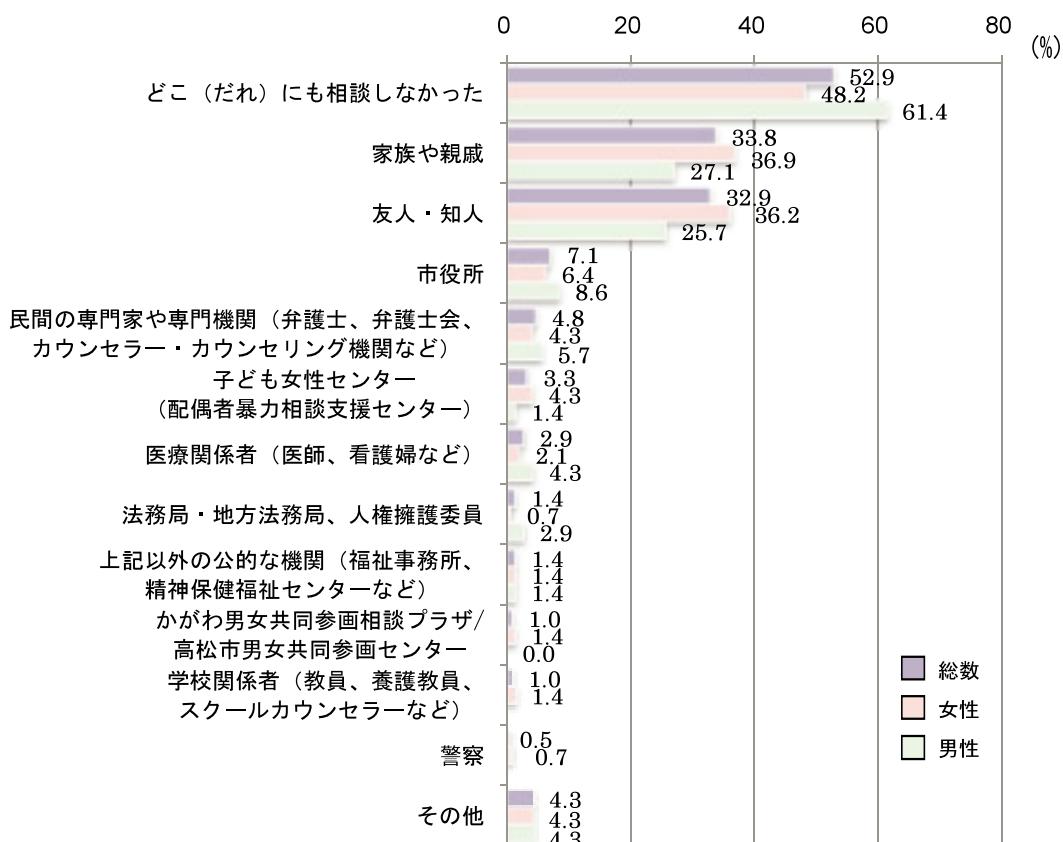


図 11-3 男女間における暴力を防止するためにはどのようなことが必要か
(複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

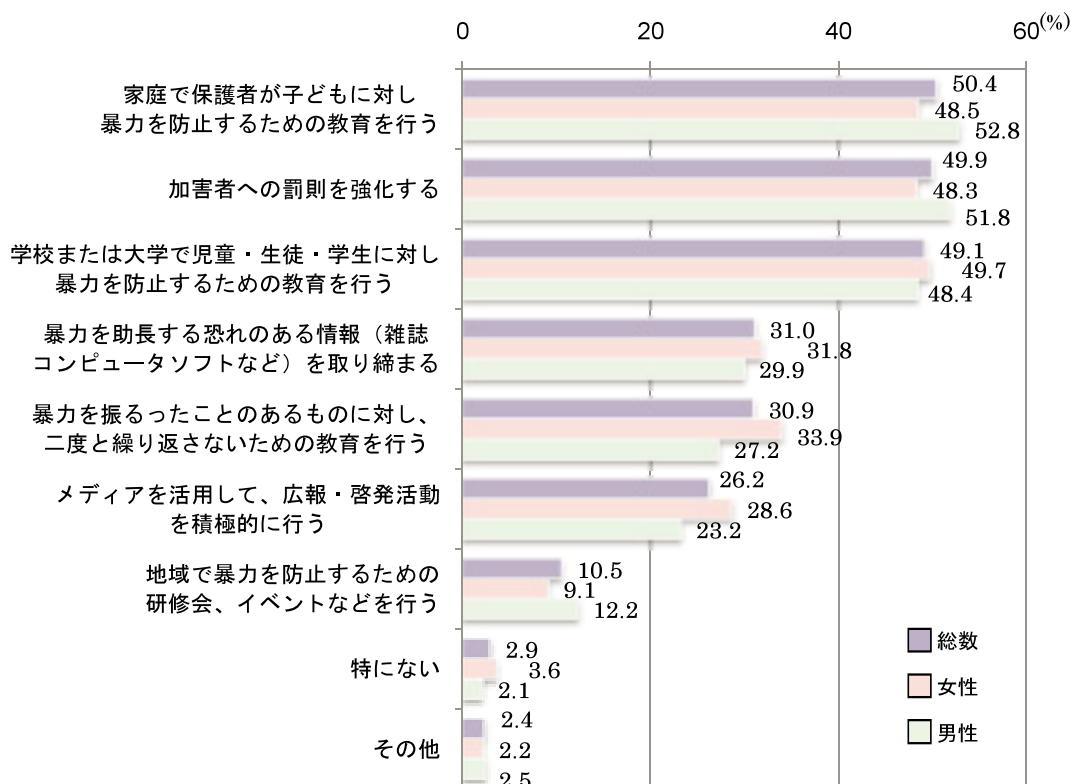
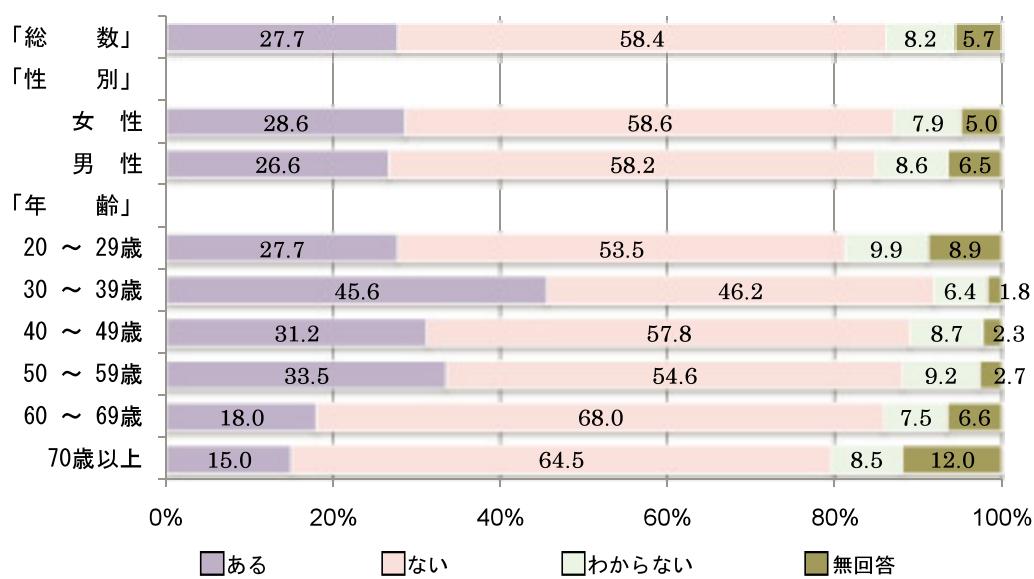


図 11-4 今までにセクシュアル・ハラスメントを受けた、または見聞きしたことがあるか
(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



施策の基本的方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されないものであるという意識づくりが必要です。このため、様々な機会を通じて、女性に対する暴力防止のための啓発に努めます。

また、DV防止法においては、被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センター、警察に対して通報する努力義務が規定されています。

被害の潜在化を防ぐため、民生委員、児童委員、学校、保育所等および児童・高齢者相談窓口との連携を強化し、被害者の発見・通報体制の整備を行います。

具体的施策／・主な取組	担当課
<p>女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報、啓発活動の充実 ・学校等における教育啓発 ・男性、若年層に対する学習機会の提供 ・民間団体等との連携 	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室 学校教育課
<p>被害者の発見・通報体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、児童委員、学校、保育所等との連携強化 ・児童・高齢者虐待相談窓口との連携強化 	健康福祉総務課 長寿福祉課 子育て支援課こども女性相談室 こども園運営課 地域包括支援センター 学校教育課 など



(2) 相談体制の充実

配偶者等からの暴力は、身体的暴力だけなく心理的攻撃、性行為の強要等、自尊感情を傷つける暴力により、多くの被害者が力を奪われ、潜在化しやすい状況にあります。また、被害者自身が報復を恐れたり、「自分が悪いから」と自分を責めて相談をためらうことも多く、相談窓口につながりにくい状況があります。

このため、被害者が一刻も早く相談窓口の存在を知り、安心して相談することができるよう相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

また、香川県子ども女性相談センター、警察署等関係機関との連携強化を図りながら、適切な相談対応を行うことができるよう、相談員等の資質の向上に努めるなど、被害者等からの相談に的確に対応できる体制の充実を図ります。

具体的施策／・主な取組	担当課
相談事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実 ・相談員等の資質の向上 ・関係機関等との連携強化 	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室

(3) 被害者等の保護および自立支援

被害者等については、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていくこと、また、必要な場合には、スムーズに一時保護につなげることが大変重要です。また、加害者が被害者等の居場所を探すことも考えられるため、被害者等の個人情報の管理に細心の注意をはらうことが必要です。このため、被害者等の安全対策に十分配慮します。

また、被害者等が自立して新たな生活を始めるための、生活の安定に関する支援、心身の健康に関する支援、子どもへの支援等、総合的かつ切れ目のない支援を行います。

第3章 計画の内容

具体的施策／・主な取組	担当課
被害者等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難のための関係機関との連携強化 ・被害者等に関する情報の保護 	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室 市民課 など
自立に向けた支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報提供と支援 ・こころのサポート事業（心理ケア）の充実 ・住宅の確保に向けた支援 ・就労への支援 ・生活への支援 ・子どもに関する支援 	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室 こども園運営課 こども家庭課 生活福祉課 住宅課 学校教育課 など
民間団体等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等の育成・連携 	子育て支援課こども女性相談室

（4）加害者への適切な対応

配偶者等からの暴力を防止するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者への教育、カウンセリング等の加害者対策が課題となっています。

加害者は、アルコール依存等の問題も併せ持っている場合もあることから、適切な支援機関を紹介するなど、加害者の状況に応じた適切な対応を行います。

なお、加害者の更生のための指導については、いまだに未解明な部分が多く、国などにおいて、引き続き、加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究が進められており、加害者更生プログラム研究等に関する情報収集に努めます。

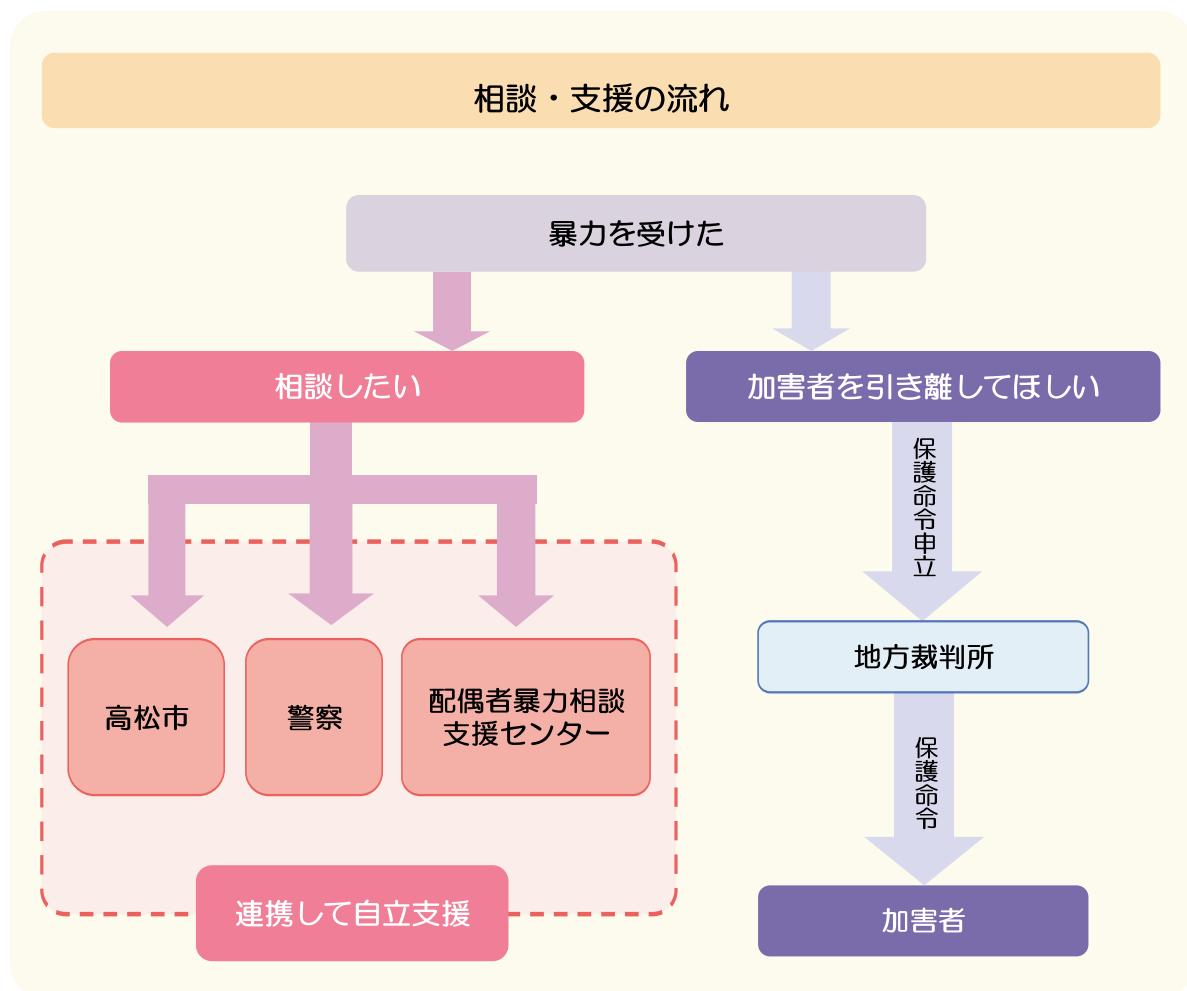
具体的施策／・主な取組	担当課
関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援機関の紹介 	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室
再発防止に向けての調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・加害者更正プログラム研究等に関する情報収集 	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室

(5) 配偶者等からの暴力防止対策の推進

被害者等は様々な問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で、関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を行う必要があります。

このため、府外ネットワーク会議や府内連絡会等を通じて、被害者支援への認識を共有するとともに、被害者等の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するのに有効な連携・協力体制の強化を図ります。

具体的施策／・主な取組	担当課
関係機関等との連携強化 ・高松市児童対策協議会DV被害専門部会の開催 ・DV対策府内連絡会を中心とする府内体制の充実	子育て支援課こども女性相談室



(6) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは人権侵害であることから、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための事業主の意識改革を促進するため、事業所等に対して周知啓発を行います。

具体的施策／・主な取組	担当課
雇用等の場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進 ・広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室 商工労政課

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
配偶者からの暴力には、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力も含まれることについての認知度	67.2%	80.0%
配偶者からの暴力の相談窓口があることについての認知度	28.1%	50.0%
シェルターの設置	なし	1か所



主要プラン 12 生涯を通じた男女の健康づくり

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

男女が元気でいきいきと社会参画していくためには、日ごろからの心身の健康づくりが基本となり、ライフスタイルに応じて、あらゆる場で健康の保持・増進を実践していくことが重要となります。

本市の事業所実態調査（平成22年）では、女性（母性）の健康管理のための配慮のうち、健康診断が42.3%と最も数値が高く、次いで生理休暇が11.8%となっていますが、前回調査と比較して、前者は26.6%、後者は20.3%、それぞれ減少している。また、「特に配慮していない」と回答した事業所が、全体の40.7%を占めることから、女性（母性）の健康管理に努め、男女が共に働きやすい環境づくりを促進する必要があります（図12-1）。

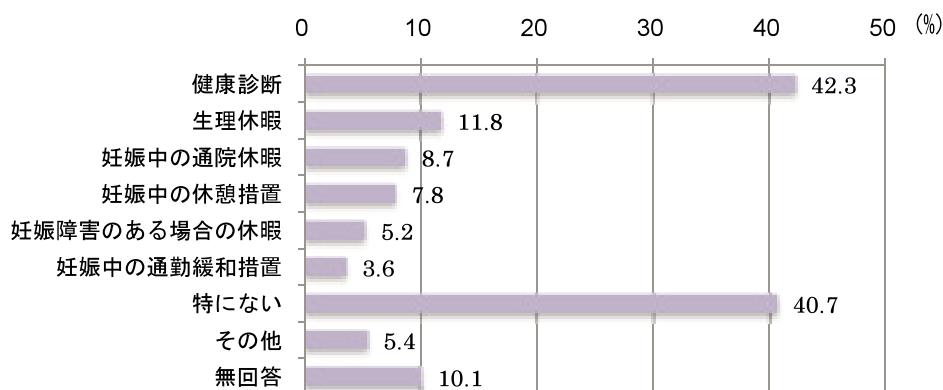
健康づくりは、子どもの時から命の大切さを認識し、自己健康管理意識を高めることが重要であり、健康に関する学習機会の充実や情報の提供の充実が求められます。

特に、女性は、妊娠・出産・更年期などにより、男性とは異なる健康問題に直面する可能性があることから、生涯にわたる自分自身の健康について正しい情報を得て、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

男性についても、青年期や壮年期、高齢期に応じた総合的な健康保持・増進体制の整備を進めるなど、家庭や地域が一体となって取り組むことが、これからの中高齢社会においてはきわめて重要な課題といえます。ひとり世帯が増えている中で、今まで家族で支えていた健康管理も、自分で行っていく必要があります。そのための情報提供や検診体制等の充実も必要です。

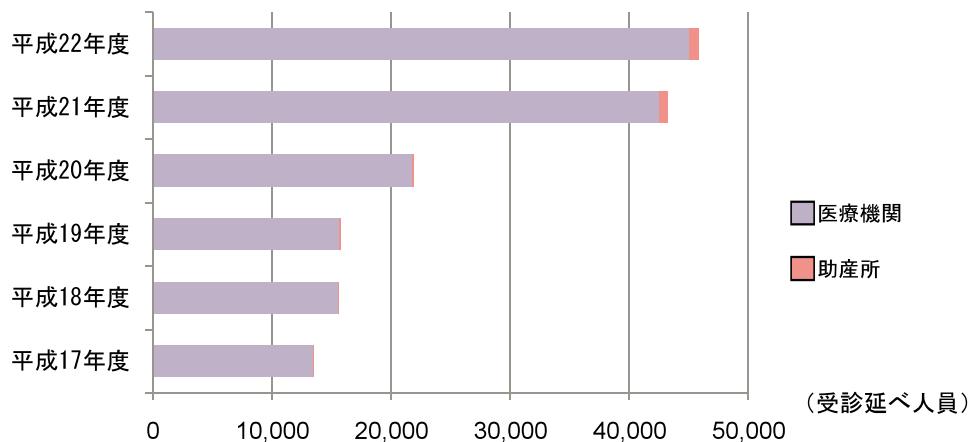
図12-1 事業所における女性（母性）の健康管理のための配慮について
(複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

〔「高松市男女共同参画に関する事業所実態調査（平成22年）〕



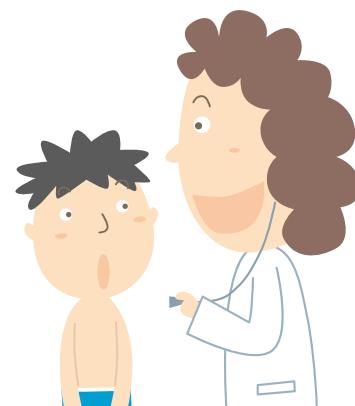
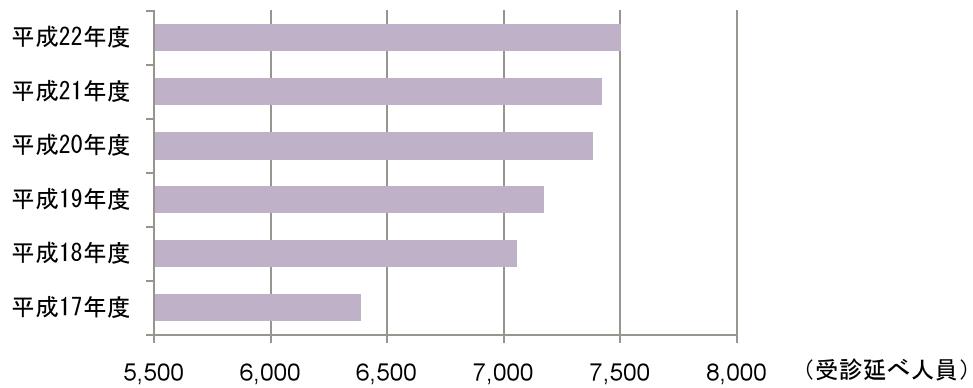
第3章 計画の内容

図 12-2 母子保健事業（妊婦一般健康診査）の受診状況（高松市）



※平成 20 年度から妊婦健康診査受診票を4枚から6枚に、21 年度からは6枚から 14 枚に拡大して交付し、助産所においても妊婦健康診査が受けられるようになった。

図 12-3 母子保健事業（乳児一般健康診査）の受診状況（高松市）



施策の基本的方向

男女がともに生涯を通じて健康に過ごせるよう、性差を考慮するとともに、さまざまな年代やライフステージに応じた、心と体の健康管理に対する意識を高め、健康の保持増進を図ります。

また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症等の問題については、男女ともに正確な知識を持ち、人権としての性を尊重する意識を持つことができるよう、学校等における保健学習、保健指導を通じて、性教育や性感染症、薬物対策等を推進します。

特に女性については、妊娠・出産期における母子の健康を維持するための母子保健事業の充実を図ります（図12-2、12-3）。

（1）男女の健康の保持増進

具体的施策／・主な取組	担当課
ライフステージに応じた健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康啓発事業の実施 ・市民スポーツフェスティバルの実施 ・健康相談、各種健康診査、がん検診等の実施 ・食育啓発、自殺予防啓発事業の推進 ・学校教育における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の実施 ・地域との連携による健康づくり 	企画課男女共同参画推進室 スポーツ振興課 保健センター 保健体育課
心身の健康を支える体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康相談事業の実施 ・女性専門外来の実施 	企画課男女共同参画推進室 保健センター 市民病院事務局総務課

（2）妊娠・出産等に関する健康支援

具体的施策／・主な取組	担当課
健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育におけるエイズおよび性感染症の予防のほか性に関する指導の実施 ・エイズなど性感染症に関する相談、啓発事業の実施 	保健対策課感染症対策室 保健体育課

第3章 計画の内容

妊娠・出産期における女性の健康管理の充実 ・母子健康手帳交付にともなう諸制度の普及啓発 ・妊婦健康診査、マタニティ教室、相談事業の実施 ・不妊治療に対する助成、相談事業の実施	保健センター
周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実 ・在宅当番医制、病院群輪番制病院運営事業の実施 ・夜間急病診療所の運営 ・産科医等の確保支援	保健対策課地域医療対策室

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
1歳6か月児健康診査受診率	89.4%	95.0%
3歳児健康診査受診率	83.6%	90.0%
子宮がん検診の受診率	31.1%	50.0%
乳がん検診の受診率	28.9%	50.0%
妊婦・乳児健診受診票使用率	78.7%	85.0%
妊婦歯科健康診査受診率	33.7%	37.0%

